

福島県高付加価値産地協議会設立総会議事録

1 開催日時：令和3年8月5日（木）13:40～14:15

2 開催場所：JA福島さくらふたば地区本部

3 構成員総数：24人

4 出席者数：24人（委任状提出者1人を含む）

5 関係者を含む出席者：別紙1

6 協議事項

高付加価値産地計画（案）について 賛成24人 反対0人 可決

7 議事の経過及び発言概要

（1）開会

（2）会長・副会長挨拶

会長：JA福島さくら 代表理事 復興対策本部長 木幡 治

副会長：JAふくしま未来 常務理事（復興対策担当）高木 正勝

（3）出席の構成員数と総会成立の確認

議長から、産地協議会の今日現在の構成員数は24の機関・団体で、出席者は23人、委任状提出者は1人、合計24人であり、その結果、会員の過半数の出席があったため、この規約第13条を満たし、本総会は成立するとの宣言がなされた。

（4）議事録署名人の選出

福島県農業協同組合中央会（遊佐 正広氏）

田村市（山内 洋志氏）

（5）高付加価値産地計画（案）について

（内容説明）福島県農業振興課本馬主幹

（審議内容）

・質問（田村市山内氏）産地計画は県の実施方針を受けてからとなるが、現時点では、同方針がまだ決定されていない。日付的にどのように整理されるのか。

・回答（本馬主幹）実施方針の決定後に産地計画（案）の申請となるため、1～2週間後の日付となる。

・議決


本産地計画（案）について、議決を求めたところ、賛成24人、反対0人のため、可決された。


（6）閉会


（参考）議事概要：別紙2

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

令和3年9月6日

議長 木 燿 治 

議事録署名人 遊 佐 正 広 

議事録署名人 山 内 洋 志 

福島県高付加価値産地協議会設立総会 出席者名簿

日 時：令和3年8月5日(木) 13:40~14:15

場 所：J A福島さくら ふたば地区本部

No.	所属	役職	氏名	備考
1	ふくしま未来農業協同組合 営農部 復興対策室	常務理事(復興対策担当)	高木 正勝	
2	福島さくら農業協同組合	代表理事復興対策本部長	木幡 治	
3	福島県農業協同組合中央会	副参事	遊佐 正広	
4	全国農業協同組合連合会福島県本部	副本部長	穴戸 藤市	
5	福島県酪農協同組合 生産部	部長	柳沼 鉄治	
6	うつくしまふくしま農業法人協会	会長	降矢 敏朗	
7	(一社)福島県農業会議 担い手・経営対策部	部長	鈴木 正洋	法人協会事務局
8	(公財)福島県農業振興公社	審査役	沢田 吉男	
9	(公財)福島イノベーション・コスト構想推進機構	産業集積部長	古和田 秀一	
10	〃	農業等参入支援課長	志賀 茂	
11	田村市 産業部 農林課	農林課長	山内 洋志	
12	南相馬市 経済部農政課	農政課長	和田 真克	
13	川俣町 産業課	課長	(齋藤 修一)	委任状で議長一任
14	広野町 産業振興課	課長補佐	志賀 裕一	代理
15	檜葉町 産業振興課	課長	片山 利夫	
16	富岡町 産業振興課	課長	坂本 隆広	
17	川内村 産業振興課	課長	秋元 敏博	
18	大熊町 産業課	課長補佐	愛場 学	代理
19	双葉町 農業振興課	課長	相楽 定徳	
20	浪江町 農林水産課	課長	金山 信一	
21	葛尾村 地域振興課	地域づくり推進係長	松本 忠明	代理
22	飯館村 産業振興課	主任主査兼係長	渡部 誉典	代理
23	(公社)福島相双復興推進機構 営農再開G	グループ長	緒方 弘志	
24	〃	副グループ長兼調整課長	小林 洋明	
25	〃	販路・六次化支援課長兼調整課長	杉 裕行	
26	〃	総括復興コンサルタント(営農担当)	森澤 敏哉	リモート出席
27	〃	課長	河野 豊	
28	〃	参事補	高宮 智史	
29	株式会社相馬屋	代表取締役	佐藤 守利	
30	〃	総務部長	都築 絢子	
31	株式会社福島しろはとファーム	取締役	岡田 知行	代理・リモート出席
32	〃	係長	長井 翔太郎	リモート出席
33	福島舞台ファーム株式会社	代表取締役	志子田 勇司	
34	株式会社舞台ファーム	常務取締役	伊藤 啓一	リモート出席
35	野菜流通カット協議会	会長	木村 幸雄	リモート出席
36	農林水産省 農産局 生産推進室	課長補佐	白垣 龍徳	リモート出席
37	農林水産省 東北農政局 震災復興室	地方参事官(震災復興担当)	佐藤 信	リモート出席
38	福島県 県北農林事務所 農業振興普及部 農業振興課	主事	坂本 孝之	リモート出席
39	福島県 県中農林事務所 農業振興普及部 農業振興課	課長	黒津 賢治	リモート出席
40	〃	技師	有我 桃子	リモート出席
41	福島県 相双農林事務所 農業振興普及部 農業振興課	主査	内田 守譜	
42	〃	主事	関 崇	
43	福島県 相双農林事務所 双葉農業普及所	所長	遠藤 幸男	
44	福島県 農業振興課	課長	星 源昭	
45	〃	主幹	本馬 昌直	
46	〃	主任主査	佐藤 伸司	リモート出席
47	〃	副主査	尾形 正幸	

福島県高付加価値産地協議会総会 議事概要

開催日時：令和3年8月5日(木) 13:40~14:15

開催場所：JA福島さくらふたば地区本部

(相双機構：杉)(相双機構が進行を務める旨発言。会長・副会長からの挨拶をお願い。)

(木幡会長)皆様、こんにちは。

ただいま、福島県高付加価値産地協議会が、皆様方のご同意をいただき設立されました。

この産地協議会の規約に基づき、このたび、本産地協議会の会長を務めることとなりました、JA福島さくらの復興対策本部長を務めております木幡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、関係者の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、設立総会にご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年が経過いたしました。先般国から公表された被災12市町村の農地の営農再開状況は38%にとどまっております。このような状況の中で、営農再開の加速化が求められておりますが、これからは、従来の枠組みを越えた新たな取組も重要になるものと考えております。

今回、国・県で、福島県高付加価値産地展開支援事業が新たに措置され、先ほど国から事業についてのご説明がありました。従来、被災12市町村が連携し、市町村を越えた産地づくりによる営農再開を強力に進めていかなければなりません。また、単に営農再開を加速化させるばかりではなく、個々の農家への高収益を還元し、付加価値の高い新産地を作り出すこの取組は、復興・創生に向けた次のステージに入っているものとの認識であり、今回の産地協議会の設立もその一連に繋がっていると考えております。

そのため、我々自身の意識改革も含め、米一辺倒の生産からの脱却、需要に見合った収益性の高い生産等、いわば新たな農業ビジネスモデルを創造する覚悟で取り組まなければなりません。

一方、被災地の多くの農業者が営農を再開しないとの話も聞いております。新しい産地づくりが、若者にとっても魅力ある農業・農村として、担い手の確保に貢献することが期待できるものと考えております。

地域の営農が再開され、維持していくには、帰還して営農を再開される方はもとより、地域外からの参入も含めた、長期を視野にした検討も必要と考えられています。

これからは、被災12市町村の営農再開を加速化し、新たな産地を創出するため、これまで以上に国・県・市町村・JAなどの関係機関が連携し、担い手の育成・支援や農畜産物の

生産基盤の維持・強化、スマート農業の導入等による生産の効率化、地域や農産物のブランド化や販売力の強化等に取り組んで行くことが必要です。

そして、本日、この産地協議会が設立され、関係機関が連携し本事業を推進していくための体制が整備されましたので、JA 福島さくらといたしましても、この 8 月に富岡町に新たな子会社を設立し、産地形成に向け、JA としても主体的に指導力を発揮していく所存ですが、本事業を通じた営農再開に実効を上げていくためには、本日お集まりの関係者の一致団結、連携協力が鍵となります。

引き続き皆様方のご支援を賜りますことをお願いいたしまして私からの挨拶とさせていただきます。

(高木副会長) 皆様、こんにちは。

ただ今、産地協議会の規約に基づきまして、副会長を務めさせていただくこととなりました、JA Fukushima 未来復興対策担当常務、飯舘村出身の高木と申します。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

さて、木幡会長のご挨拶にもございましたが、東日本大震災、原発事故から 10 年以上が経過した今においても、被災 12 市町村においては営農再開が遅々として進まず、大変低い水準に留まっている現状がございます。

そのような中、今般、国・県で、新たに措置された本事業は、これまでの枠組みを超え、さらには市町村を越えた産地づくりによって営農再開を強力に進めることが期待されているものと認識しております。

また、後継者不足や担い手確保など山積する課題を解決し、今後一層の農業振興を図っていくためには、これまで以上に国・県・市町村・JA グループなどの関係機関との連携が重要となりますが、この産地協議会がその体制の一翼を担うものと確信しております。

これまで当 JA 福島さくらはもとより JA グループ全体で生産の拡大、農業者所得の向上を最優先課題として取組を進めております。引き続き本事業の目的達成のため、主体的な役割と指導力を発揮して参る所存でございます。

最後になりますが、本事業を通じた産地形成、営農再開の加速化と実効性を高めていくためには、関係機関・皆様の一致団結、連携協力が不可欠でございます。皆様の強力なご支援と協力を賜りますことを改めてお願い申し上げ、簡単ではございますが、副会長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(杉) (報道の方の退出のお願いと今後の議事進行を会長である議長にお渡し)

(木幡議長) 暫時の間、議長を務めます。皆様方のご協力、よろしく申し上げます。

議題 3 になりますが、本総会の成立に関して、規約第 13 条で「総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない」とされています。

総会の構成員は、別表にもありますように、24 の機関・団体から構成されております。

本日の出席人数は 23 でございます。ただ、川俣町が欠席ということになっておりますけれども、川俣町さんから議長一任との委任状をいただいておりますので、この規約第 13 条を満たし、本総会は成立することとなりますので、ご確認をお願いいたします。

議題 4 の議事録署名人の選出でございます。規約第 16 条に、総会の議事は議事録を作成することとされ、議事録署名人を選出するとされています。7 月 20 日に開催されました準備会において、今回の議事録署名人につきましては、福島県農業協同組合中央会様、田村市様の 2 名での対応でお願いするようになっておりました。中央会様、田村市様にはよろしくお願いいたします。後日、規約に記載する事項を整え、作成した議事録をお届けいたしますので、内容のご確認をお願いします。

議題 5 の産地計画についてご審議をお願いしたいと思います。産地計画については、参考資料 1 の福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱 第 4 の 2 項に、県が策定されます支援事業実施方針に基づき、本協議会が作成をし、知事に提出することとされています。今回、資料 2 の実施方針になぞらえて、県において、素案を作成し、構成員の皆様の意見を反映させていただきましたので、このことについて、県からのご説明をお願いします。

(本馬主幹) 資料 4 をご覧ください。福島県高付加価値産地展開支援事業 高付加価値産地計画(案)ということで、事前に皆様からご意見を照会し、作成してきたところです。計画の作成が協議会として求められていますが、内容としては、前年度、国で公表された広域的な高付加価値産地構想を基に今回の事業が措置され、その実現のために、この事業を使って、こういうふうにしていく、という指針が県の実施方針になります。それを基に協議会として、具体的な中身を書き込んだのがこの計画になります。

中身については、目的、目標、取組を実施する産地の範囲、各部門の取組ということで構成されています。

目的ですが、県が作成した実施方針、それを踏まえて広域的に生産から加工まで一体となった産地を創出するため、産出額目標、対象とする品目、目指す産地の姿、具体的な取組、役割分担等を本計画で策定するということになっています。

目標については県の実施方針の目標と同一ということになります。

取組の範囲、産地の範囲については、原則 12 市町村内とすることが記載されています。

各部門の取組については、(1)、(2)、(3) で分かれております。土地利用型作物、園芸品目、畜産で記載し、それぞれ同じような中身になっております。例えば、土地利用型作物をご覧いただきたいのですが、「ア」の対象品目ということで水稻を挙げてございます。

「イ」の目指す産地の姿では、具体的にどういった産地を目指していくのかというところを表記しています。この事業の肝となる部分になりますが、「ウ」の拠点となる事業者の機能では、生産拡大機能、実需者ニーズ対応機能ということで、具体的にこの拠点事業者がどういう機能を果たしていくのかというようなことを記載しています。

「エ」の取組内容及び活用するメニューでは、この支援事業、推進事業というソフト事業がございます。この中にいくつかメニューがありますが、そのメニューをどういった中身で使っていくのかということに記載してございます。

「オ」の本計画に位置づける拠点施設ということで、推進事業のほかに整備事業という事業があります。施設整備のハード事業になりますけれども、その整備事業を使ってどういった拠点施設を整備していくのかといった中身になってございます。

「カ」の役割分担では、協議会の構成員の方々がこの計画を実現するためにどういった役割を担って行っていくのか具体的に記載しています。それぞれの機関の機能なりをメインにしてそれを担っていただく、それを協力して実施していくということになります。最後に県の役割を記載しています。産地協議会の規約にも記載しておりましたが、県は協議会の構成員ではございません。オブザーバーという位置づけとなりますが、県もこの計画を実現するためにこういった県としての役割を担うことを記載しています。

同様に園芸品目ですが、対象品目については、現在、被災 12 市町村で取組が行われているもの、あるいはこれから新たに取り組むようなものというところで、野菜、かんしょ、花き等、記載し、土地利用型作物と同様に、目指す産地の姿、拠点となる事業者の機能等、以下、記載しています。

最後は畜産になりますが、対象畜種等ということで記載しています。以下、目指す産地の姿以下は同様ということになります。これについても、事前に皆様にご意見を照会して、いろいろご意見をいただきながら作成してきた経過があります。と同時に、今後は、今回一度、産地計画を策定して、これがこの事業が続く限り固まったもの、コンプリートということではなく、その都度修正を加えていただき、バージョンアップをしていただく、それは協議会の中で協議し、所定の手続きを踏んで変更していくということになりますので、その辺はご了承いただきたいと思えます。産地計画について、私の方からは以上です。

(木幡議長) 皆様方からご意見・ご質問は何かございませんでしょうか。

(田村市：山内) 中身自体というよりは、事務的な取り扱いになるかと思いますが、先ほど、準備会の中で、方針がまだ、県と農政局が協議中で日付がまだ入っていません。この計画は方針を受けてからとなるため、日付的にどのように入る塩梅になるのでしょうか。確認させてください。

(本馬主幹) 事務的な流れとしては、県の実施方針が公表されて、これを基にして産地計画を県に申請するという流れになりますので、県の実施方針の日付は、国の承認を受けて OK になった日付が入ります。それ以降に、県に対して協議会として産地計画案を申請するということになると思えます。今回、本来であれば実施方針の案を取れた段階でお示ししたかったのですが、なかなかそうはいかなかったものですから。順番としては実施方針

が先、その後に産地計画を申請して、さらに県が農水省東北農政局と協議をしてということになりますので、1～2週間後の日付がここに入ることになります。

(木幡議長) 田村市さん、よろしいでしょうか。

(田村市) ありがとうございます。つまり先ほど、方針についても内容的にそんなに変わることはないとのことでしたので、我々も産地計画を協議会として了承すれば、協議会としていつでも出せる段階にして、今おっしゃったような順序を踏んで承認手続きに入るということと理解しました。ありがとうございます。

(木幡議長) そのほか、何かございませんでしょうか。他にご質問等がないようでしたら、本産地計画案について、総会で了承したとのことですのでよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

(木幡議長) ありがとうございます。以上で協議を終了いたします。

なお、本産地計画を含め、今後のスケジュールを資料5に記載しておりますが、県に所定の手続きを確認し、知事に提出させていただきたいと思います。

知事に提出後には、県と東北農政局で協議をいただき、承認の上公表される運びとなります。公表の時期を含め、その間の対応について、事務局から皆様方にご連絡しますのでよろしくお願いいたします。

本日の議事は、以上で終了いたしました。最後に、本日の議事を通して、何かございませんでしょうか。その他で皆様方から何かございましたら質問を受けたいと思います。

特に無いようでしたら、これにて、産地協議会総会を閉会させていただきます。円滑な議事の進行にご協力をいただき、議長としまして、皆様に御礼申し上げます。

本日の議事録については、議事録署名人の確認を得た後、事務局から皆様にお送りさせていただきます。最後に事務局から何かありますでしょうか。

(杉) (今後の連絡事項についてメール等での連絡を伝達)

(木幡議長) それでは皆様方のご協力に対しまして感謝を申し上げまして、私の議長の座をおろさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上